

添付法令資料 1 :

韓国法院組織法 (目次)

2024 年 10 月 16 日法律第 20465 号により一部改正 2024 年 10 月 16 日施行

- 第 1 編 総則 (第 1 条ないし第 10 条)
- 第 2 編 大法院 (第 11 条ないし第 25 条の 2)
- 第 3 編 各級法院
 - 第 1 章 高等法院 (第 26 条ないし第 28 条)
 - 第 2 章 特許法院 (第 28 条の 2 ないし第 28 条の 4)
 - 第 3 章 地方法院 (第 29 条ないし第 36 条)
 - 第 4 章 家庭法院 (第 37 条ないし第 40 条)
 - 第 5 章 行政法院 (第 40 条の 2 ないし第 40 条の 4)
 - 第 6 章 回生法院 (第 40 条の 5 ないし第 40 条の 7)
- 第 4 編 法官 (第 41 条ないし第 52 条)
- 第 5 編 法院職員 (第 53 条ないし第 55 条の 2)
- 第 6 編 裁判
 - 第 1 章 法廷 (第 56 条ないし第 64 条)
 - 第 2 章 合意 (第 65 条及び第 66 条)
- 第 7 編 大法院の機関
 - 第 1 章 法院行政処 (第 67 条ないし第 71 条の 2)
 - 第 2 章 司法研修院 (第 72 条ないし第 76 条)
 - 第 3 章 司法政策研究院 (第 76 条の 2 ないし第 76 条の 9)
 - 第 4 章 法院公務員教育院 (第 77 条ないし第 80 条)
 - 第 5 章 法院図書館 (第 81 条)
- 第 8 編 量刑委員会 (第 81 条の 2 ないし第 81 条の 12)
- 第 9 編 法院の経費 (第 82 条)
- 附則